

令和6年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1525号）《未定稿》

◎日 時 令和6年7月10日（水）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋 口 高 顕 君
副 区 長	坂 田 融 朗 君
副 区 長	小 林 聡 史 君
保 健 福 祉 部 長	清 水 章 君
地域保健担当部長	高 木 明 子 君
千代田保健所長	
地 域 振 興 部 長	印 出 井 一 美 君
文化スポーツ担当部長	佐 藤 尚 久 君
環境まちづくり部長	藤 本 誠 君
ゼロカーボン推進技監	川 又 孝 太 郎 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政 策 経 営 部 長	村 木 久 人 君
デジタル担当部長	夏 目 久 義 君
財産管理担当部長	
行政管理担当部長	中 田 治 子 君
会 計 管 理 者	大 矢 栄 一 君
総 務 課 長	佐 藤 久 恵 君
企 画 課 長	御 郷 誠 君
財 政 課 長	中 根 昌 宏 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
教 育 担 当 部 長	大 森 幹 夫 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河 合 芳 則 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩 田 浩 行 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	石 綿 賢 一 郎 君
事 務 局 次 長	(事務局長事務取扱)
議 事 担 当 係 長	新 井 秀 樹 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君
議 事 担 当 係 長	彦 坂 悠 介 君
議 事 担 当 係 長	細 倉 岳 君

午後1時00分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和6年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

報告します。

区議会開会中の議事参与について、区長から議長宛て通知がありました。その写しを配付しましたので、ご了承願います。

報告を終わります。

日程第1を議題にします。



請願6-1 都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願の取下げについて

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。請願6-1については、請願者から取り下げたいとの申出がありますので、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第2を議題にします。



議案第37号 千代田区長及び副区長の給与の特例に関する条例

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第37号、千代田区長及び副区長の給与の特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本年8月分の区長の給料の額を2割、千代田区副区長の担当事務及び区長の職務代理の順序を定める規則第2条第1項に規定する第1順位の副区長の給料の額を1割、それぞれ減額するため、条例を制定するものでございます。本年8月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案第37号、千代田区長及び副区長の給与の特例に関する条例は、会議規則第36条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略し、執行機関の提案理由説明どおり満場一致決定したいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第3から第9を一括して議題にします。

-
-
- 議案第 27 号 千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 28 号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例
 - 議案第 32 号 南堀留橋塗装塗替等工事請負契約について
 - 議案第 33 号 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について
 - 議案第 34 号 災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について
 - 議案第 35 号 災害対策用備蓄物資（水）の購入について
 - 議案第 36 号 防災行政無線操作卓等の購入について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 小林たかや企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 企画総務委員会に審査を付託されました7議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第27号、千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例は、財政状況の公表を効果的に行うため、題名並びに公表の時期及び方法を改めるほか、規定を整備するもので、公布の日から施行します。

質疑の中で、題名を財政状況に改めるに当たり、地方自治法の根拠条文の用語を使用していること、また、公表事項の「公営事業の経費の状況」を削除しているが、これは現在当区では該当しないためであり、公営事業を行う場合は改めて改正し、掲載する考えであること。財政状況の公表に当たっては、法令の趣旨に鑑み、分かりやすいように、できる対応を考えていくこと等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第27号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、建築基準法の一部改正に伴い、建築物の省エネ改修を伴う大規模修繕等を行う場合の現行基準による制限の緩和に関わる認定申請については、手数料を新たに設定するものです。併せて宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、宅地造成の工事許可申請等に関する手数料を新たに設定し、開発行為の許可申請等に関する手数料の額を改めるほか、規定を整備するものです。

宅地造成の工事許可申請等及び開発行為の許可申請等に関する手数料については令和6年7月31日から、その他の手数料につきましては公布の日から施行いたします。

質疑の中で、盛土規制法の関係で、区内の一部地域で高低差があるため、開発の際に手数料の発生が想定されるが、その際は申請の内容が正しいか検査を通して適正に確認していく考えであること等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第28号は賛成全員で可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第32号、南堀留橋塗装塗替等工事請負契約については、南堀留橋塗装塗替等工事施工のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は3億8,490万1,000円、契約の相手方は中部塗装株式会社です。

質疑の中で、今回2者入札となり、そのうち1者が最低制限価格未滿で失格となったが、最低制限価格はダンピング防止のため予定価格の75から90%の間で定める。定めるに当たっては、なるべく多くの業者に参加してもらえよう苦慮しながら考えているが、今後も適正な最低制限価格の設定も含め、様々に情報収集や研究をしながら検討していく等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第32号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入については、災害対策用備蓄物資としてアルファ化米などの食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は5,442万9,667円、購入先は株式会社清水商会東京支店です。

議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入については、災害対策用備蓄物資として携帯トイレなどの衛生用品を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は3,453万9,670円、購入先は株式会社渡辺武商店です。

議案第35号、災害対策用備蓄物資（水）の購入については、災害対策用備蓄物資としてミネラルウォーターを購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は2,267万6,760円、購入先は有限会社三章堂です。

議案第33号から議案第35号の3議案は、関連する内容であるため、一括して審査をいたしました。

質疑の中で、備蓄倉庫まで物資を納入するため、送付まで行える業者となると限られてしまう。今回も仕様書の中で配送作業の記載はしているが、より分かりやすく記載を工夫し、多くの業者に参加してもらおうよう努力していくこと。3件とも最低制限価格は設定しておらず、一般的に物品の購入においては設けていないこと等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第33号、第34号及び第35号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号、防災行政無線操作卓等の購入については、防災行政無線のシステムで使用する操作卓等の機器を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は2,828万7,600円、購入先は田中電気株式会社です。

質疑の中で、結果的には1者入札であったが、防災行政無線は他の自治体でも行っており、全ての防災行政無線を今回の落札業者が請け負っているわけではなく、必ずしも該当業者でないとできない理由には該当しないと考えており、入札に付したこと等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第36号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第27号、千代田区「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第32号、南堀留橋塗装塗替等工事請負契約について、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について、議案第35号、災害対策用備蓄物資（水）の購入について、議案第36号、防災行政無線操作卓等の購入についての7議案は、いずれも小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第10及び第11を一括して議題にします。



議案第29号 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第30号 千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 西岡めぐみ文教福祉委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第29号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、小規模保育事業や事業所内保育事業等における3歳以上児に係る年齢別職員配置基準を改善するものです。

公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第29号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例は、厚生省令「介護保険法施行規則」の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置に関する基準について、実情に

応じて常勤換算法による配置や複数の圏域を合算して職員を配置することを可能とするものです。公布の日から施行します。

質疑の中で、千代田区において地域包括支援センターは2つあるが、両センターとも対象である3職種の職員は、改正前の基準よりも多い2名以上の職員を常勤で配置していること。他自治体のセンターで人員が不足した場合でも、千代田区のセンターから職員の異動は想定されていないこと。現在、人材確保の面で配置が難しいという相談は受けていないことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、職員の不足によって要件を緩和しなければいけない自治体があることは理解できるが、現在十分な職員配置がなされている千代田区の状況を鑑みると、基準の緩和よりも処遇の改善等により、しっかりと人員を確保していく方策が必要だと思い、反対する。

次に、賛成の立場から、今回の改正は、介護保険法施行規則の改正に伴い、全国の自治体、市区町村が条例を定めるに当たって従うべき基準であること、また、本区における地域包括支援センターの職員配置は改正前の基準以上に職員が配置されていることが確認できたため、本議案に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第30号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案のうち、議案第29号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、西岡めぐみ文教福祉委員長の審査報告どおり決定し、議案第30号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第30号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 一度休憩しますか。（発言する者あり）失礼いたしました。再度よろしく願いいたします。議案第30号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。（発言する者多数あり）

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第30号は賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第12を議題にします。



議案第31号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

(環境まちづくり委員会審査報告)

○議長(秋谷こうき議員) 林則行環境まちづくり委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

[林則行議員登壇]

○20番(林則行議員) 環境まちづくり委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第31号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、東京都市計画地区計画二番町地区地区計画の変更に伴い、この条例に定める同地区地区整備計画における計画地区の区分を追加し、建築物の用途制限、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度及び緑化率の最低限度について定めるものです。

公布の日から施行するものです。

本議案については、地域住民を二分することのないよう、地区計画変更の内容や手続などの経緯、都市計画審議会の附帯決議に対する取組などについて委員による質疑が続き、7月1日、7月2日、7月5日、7月8日の4日間で40時間を超えた審査を行いました。質疑を尽くし、最終的に、都市計画審議会における附帯決議を土台として、今後、委員会に提出された二番町計画の検討ステップに取り組んでいくこと、環境影響調査を基本設計前に行うことの2点について、執行機関に強く申し入れることを委員会集約いたしました。

質疑を終了した際、審査継続を求める動議があり、採決を行ったところ、賛成少数で否決を決定いたしました。

次に、討論に入り、反対の立場から、区議会が高さ80メートル、容積700%を無条件に賛成してしまえば、住環境や教育環境が維持できないと心配する住民の声に応えることができないため、環境影響調査、与件整理、これに基づく基本計画が示されるまで議決すべきでないと考え、現段階において反対する。同じく反対の立場から、前向きに話し合える場の検討・設置も環境影響調査もしていない今、慌てて採決すべきでなく、前向きに話し合える場で活発な意見の集約を行い、環境影響調査も行った後に採決をすべきである。区民の意見を聞き、それを反映することができない今、そもそも採決を行うべきでないため、反対する。

次に、賛成の立場から、この都市計画は長期にわたって、専門家の提案、事業者の合意、まちづくり協議会の議論などを経て決定された。バリアフリー化、子どもの広場のほか、地域課題の解消につながる内容となっており、今後よりよい計画になることを期待して、賛成する。同じく

賛成の立場から、この条例の前提となる地区計画は、広場の確保や地下鉄からのバリアフリーを実現するものである。広場の確保が難しいこの地域において、長年の地域課題が実現できる計画であること、また、都市計画審議会の専門家会議により検討された計画であるという異例な経緯を重んじ、賛成する。同じく賛成の立場から、本議案は、既に告示された地区計画に実効性を持たせ建築基準法で制限するために、速やかに建築物等の制限に関する条例の一部を改正すべきものである。しかし、都市計画審議会で附帯決議がついたことは異例であり、委員会における本議案審査でも遵守すべきものとして集約された。そのため、本計画が様々な観点から地域課題の解決となる質の高い計画となるよう十分協議すること、地域の融和を図るよう前向きに話し合える開かれた場づくりを早急に検討し、かつ有識者や専門家を交え丁寧に設置していくことを求め、賛成する。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第31号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） 議案第31号に対し、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 議案第31号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本議案の提案に先立ち、都市計画審議会は昨年3月、区が提示した計画案の採決を見送り、専門家委員により手続と内容の両面での検討が行われました。それを受け、昨年11月に計画の変更案が都計審に示され、都計審は今年3月、区に対し、地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれの上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めた条件に対して、ゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後、建築物の設計段階において、その可能性について事業者と十分協議することという趣旨を決議いたしました。住民間の対立の固定化を避けようと尽力された都市計画審議会に対し、敬意を表したいと思います。

さて、本議案に反対する理由は、二番町地区計画の変更に対する住民の合意形成が不十分だということです。一般的に、駅のバリアフリー化の推進や地域コミュニティの形成に役立つ広場の設置は、多くの方が賛同するものです。にもかかわらず、なぜ合意形成に至らないのでしょうか。その要因として、住民の中にある懸念が払拭されていないことを挙げざるを得ません。

まず、風害や圧迫感、教育への影響などの環境悪化への懸念です。再開発等促進区を定める地区計画の目的について、運用基準は、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとしています。土地の合理的かつ健全な高度利用とは、都市再開発法の逐条解説によると、ほかの建築物に、日照、通風等に関する迷惑を及ぼさないだけの間隔が置かれた形である状態とあります。しかし、今回の計画に対しては、近隣の学校や住民等からは環境悪化への懸念が依然として表明されてお

ります。利用される再開発等促進区の運用基準では、バリアフリーなどが公共貢献というプラス評価をされて容積率の上乗せが行われますが、一方、風害や日照等の環境へのマイナスの影響は評価には入りません。住民は公正に評価した上での高さや容積率の設定を求めているのではないのでしょうか。

いま一つ、地区計画の形骸化につながるのではないかという懸念もあります。今回の変更により、地区計画が定められている地区の中で、特定の1者の所有地だけが規制から外れることになります。こうした特例が認められれば、他の地区計画の中でも同様のことが行われるのではないかと住民が不安を持つのも当然ではないのでしょうか。

再開発等促進区の制度の創設に関わった水口俊典さんは著書の中で、再開発地区計画は都市計画決定者による裁量の余地が広く、また住民に対する影響も大きいことから、決定手続の面でも一般の都市計画に対する先駆的なモデルとなる役割が期待される。また、手続の充実が結局は円滑で公正な再開発地区計画の活用にとっての近道となる。住民、議会等の実質的な参加を促進するための自治体による工夫が望まれると述べております。つまり、再開発等促進区は、裁量の余地が多く、住民に対する影響も大きい。この手法を使うならば、決定手続における先駆的な住民参加のモデルをと言っているのであります。地区計画が形骸化されるのではとの住民の不安に応えるためには、そうならない、しっかりとした歯止めとなるルールが必要です。手続の充実等を図る、住民等の実質的な参加を促進するルールづくりに向けた方向性を、今、示すべきじゃないのでしょうか。

以上のことを述べて、反対討論といたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、2番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○2番（大坂隆洋議員） 議案第31号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

二番町地区まちづくりについて、本区議会で初めて議論が行われたのは、平成27年6月に、日本テレビ放送網麹町新スタジオ棟建設プロジェクトの見直しを求める陳情が議長宛てに出されたことだったと記憶しております。以来9年にわたり、様々な角度から議論されてきたと認識しています。その議論が1つの区切りを迎えるという点で、この議案については本区議会にとって非常に重要な議決となります。

今定例会の議案審査では、関連する22件の陳情が継続審査の状況にある中、4日間にわたり約40時間に及ぶ議論がなされ、委員長報告のとおり、1つの結論にたどり着いたということは、これまでの経緯・経過を考えると、必要な時間だったと思っています。そうした背景を踏まえた上で、地域の意見が二分している現状に対して、執行機関から明快な答弁が出なかったことは極めて残念でなりません。

当該地域から日本テレビの本社機能が汐留に移転してから20年が経過いたしました。私は当時、人通りが減少していた日本テレビ通り振興会の商店街支援に携わったことがあります。地域の核となる日本テレビの大部分がいなくなってしまったこの地域の危機感を振興会役員の方々

から直接伺い、通行量調査や来街者へのアンケート調査等に携わったというのが私の商店街支援の原点でもあります。平成19年に最終的に日本テレビ通り振興会に対し130ページにわたる提案を行いました。その当時のことが思い起こされます。改めて、この地域が将来に向けて、素晴らしいまちとなることを切に願います。

今後は、都市計画審議会における附帯決議を土台として、今後、委員会に提出された二番町計画の検討ステップに取り組んでいくこと、環境影響調査を基本設計前までに行うことという2点の委員会集約を、執行機関はしっかりと受け止め、未来の千代田区の在り方を見据えたまちづくりを着実に進めていただくことをお願いし、本議案に賛成いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、13番はまもりかおり議員。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 議案第31号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、この条例を出すタイミングが適切ではないということが、これまでの経緯から明らかであるためです。今回の二番町地区地区計画の変更は、平成20年に住民が提案し区が決めた制限を、日本テレビ社の土地のみ緩和するものです。高さは60メートルから80メートルに、容積率は540%から700%に緩和され、2,500平米の広場が設置されるよう変更されます。なぜ緩和できるのかというと、日テレ社が駅からの動線をバリアフリー化すること、広場を設置するなどの地域貢献のためです。

地域貢献という観点を考えると、本来はもめる話ではありませんでした。しかし、実際には地域住民を二分してしまいました。二分した理由として問われるのは、次のようなことです。区は、一部の人の声だけではなく、多くの人たちの声を聞いたのか。最初から、高さ、容積率の緩和ありきで考えていなかったか。制限ルールと地域貢献が両立できる可能性について、区は日テレ社と十分に話し合ったのか。そして、住環境の悪化や交通量の増加に対する不安を払拭できるような調査、説明を、住民、教育機関に行ってきたのかということでした。

もう少し経緯についてお話しします。地域の方々の不安を払拭できていない中、また、環境まちづくり委員会でも尽くせないほどの議論があり、多くの陳情が残る中、手続だけは区の主導でどんどん進みました。そのような中で、2024年2月8日の都市計画審議会で異例の事態がありました。通常は地区計画の変更案に賛成か反対かの2択で決めるところ、賛成、反対に加え、附帯決議つき賛成という3択になったのです。

異例な事態が起こった背景には、外神田のときのように意見が割れるのはよろしくない、一致点を見つけるためにももっと時間が必要だという学識経験者を中心とした方々の意見があったにもかかわらず、区の意向に沿って、どうしても今日進めるのだという強引な議事整理があったことだと考えています。そして、委員の間で考えがまとまらないまま採決を急いだ結果、3択となってしまったのです。その結果、賛成は4名、反対は5名、附帯決議つき賛成が8名となりました。地区計画変更案そのものに賛成する委員は4名のみだったということは大変重い事実です。なお、この段階で附帯決議の中身も決まっていないということ、これも通常では考えられないこ

とでした。

その後、やはり3択ではなく2択でやり直したほうがよいと環境まちづくり委員会より申入れがあり、3月26日の都市計画審議会で改めて採決を採り直しております。その結果、附帯決議をつけての賛成が13名、反対が5名でした。

こういった経緯がありましたから、附帯決議の中身がとても重要となるのです。附帯決議では、まず前段として、地域住民を二分するような事態が長期間にわたって継続してしまっていることから、状況を改善するため、全ての関係者が前向きに話し合える場づくりに協力するよう区に要請しています。

その上で、大事なポイントのみですが、1、事業の具体化に当たっては、地区内の融和に向けて、事業者、関係住民、関係機関などと共に真摯な努力を重ねること。2、高さや容積率はあくまでも上限を定めたものである。区は今後の建築物の設計段階において、ゆとりを持った計画にする可能性について事業者と十分に協議することというものです。つまり、これ以上地域を二分しないように、関係者が話し合える場を設け、ゆとりを持った計画になるよう協議していくことが求められたわけです。

しかし、実際には教育機関へのヒアリングを始めたのみで、協議も具体的な計画もこれからという段階で、今回、区から議案が出され、環境まちづくり委員会に付託されました。環境まちづくり委員会では、4日間にわたり、朝から22時過ぎまで40時間超にわたり非常に精力的に審議が行われました。このことに対しては、委員の皆さんにも職員の皆さんにも心より敬意を表します。しかし、なぜ審議の段階で4日間も必要だったのでしょうか。このことこそ、まさに機が熟していないという証拠なのではないのでしょうか。委員会の中では様々なことが話し合われましたが、特に大事な点として3点挙げます。

1点目は、なぜこの時期に提出するのか、明確な説明がなかったことです。区によると、建築条例の審査は建築確認時に必要なものではありませんが、建築確認の30日前までに承認されていればよいと分かりました。区がこのタイミングを選び、議案を出したのだから承認してほしいというものの以外に、今定例会で審議しなくてはならない、絶対的な、明白な理由がなかったのです。

2点目は、1点目とも関連しますが、今の段階では都市計画審議会の附帯決議の中身が反映されるのか保証がないということです。日テレ社は、これから基本計画、基本設計、実施設計と進めていきます。本来は附帯決議の中身が確実に実行されることが分かる基本計画ができた後で審議にかけるものではないのでしょうか。

3点目は、環境影響調査が不十分なことです。地域の住民、教育機関の皆さんが心配している交通量についての調査は、平成26年に1日だけ実施しただけだったことが分かりました。これでは何の客観的なデータにもなりません。

以上、これまでの経緯を踏まえると、このまま十分な議論、審議が尽くされていない中、性急な手続を進めてしまうこと自体が、住民の不信感を残し、地域を二分してしまうのではないのでしょうか。附帯決議にもあるように、住民をはじめ全ての関係者が話し合うこと、環境影響調査が実施された後に、基本計画の後に審議されることが妥当であると考え、反対いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました議案第31号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第31号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第31号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第13を議題にします。



議案第26号 令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号

(予算特別委員会審査報告)

○議長（秋谷こうき議員） 岩田かずひと予算特別委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○18番（岩田かずひと議員） 委員長報告いたします。全議員で構成する当予算特別委員会に審査を付託された議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第26号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号は、低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金、定額減税補足給付金及び区議会議員補欠選挙の各事業に要する経費の追加として、3億4,101万8,000円を計上するものです。この結果、一般会計補正後予算額は69億9,663万4,000円となります。

質疑の中で、低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金については、新たに住民税非課税となる世帯に対し給付金を支給するものであり、対象、内容は全国一律の基準となっていること。定額減税補足給付金の実施に当たっては、申請がない対象者については改めて案内するなど、対象者への給付申請漏れがないよう丁寧に実施することを区が考えていること。区議会議員補欠選挙については、仮に今年、議員定数削減の条例改正が行われた場合であっても、地方自治法及び公職選挙法の規定により選挙を執行する必要があること。区議会議員補欠選挙の立候補数は6名を想定した予算計上であるが、立候補届出書類の配付や事前審査により、想定を上回る立候補者数が予想される場合は、速やかにポスター掲示板の区画を増設することを区が考えていること。区議会議員補欠選挙の予算が不足する場合は、今年度執行するほかの選挙費から流用することを区が考えていることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第26号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当予算特別委員会に審査を付託された議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第26号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号は、岩田かずひと予算特別委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第14を議題にします。



議員提出議案第5号 選挙活動の健全性を確保するために政府の速やかな対応を求める意見書

○議長（秋谷こうき議員） 提出者を代表して、白川司議員より提案理由の説明をお願いします。

〔白川 司議員登壇〕

○14番（白川 司議員） 議員提出議案第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

選挙活動の健全性を確保するために政府の速やかな対応を求める意見書

令和6年4月28日に執行された衆議院議員の東京都第15区の補欠選挙では、「選挙の自由」「言論、表現の自由」を基本とした「選挙運動の自由」が妨害行為によって妨げられ、候補者の街頭活動の機会、有権者の「知る権利」が失われました。

また、令和6年7月7日に執行された東京都知事選挙では、選挙活動から著しく逸脱したポスターの掲示といった公職選挙法では想定されていない問題が発生しています。

公職選挙法第1条には、「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と謳っています。昨今の行為は選挙そのものを冒瀆するものであり、現状を放置したままでは、法の趣旨である公正な選挙活動を担保できません。

よって、千代田区議会は、民主主義の根幹である選挙が脅かされる事態が生じないよう、選挙活動の健全性を取り戻すべく、政府に対し、速やかな対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

年 月 日

千代田区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣 あて

提出するものです。満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議員提出議案第5号、選挙活動の健全性を確保するために政府の速やかな対応を求める意見書は、白川司議員の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第15を議題にします。



議員提出議案第6号 ガザ地区における即時停戦の実現等を求める決議

○議長（秋谷こうき議員） 提出者を代表して、牛尾こうじろう議員より提案理由の説明をお願いします。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 議員提出議案第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明は、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

ガザ地区における即時停戦の実現等を求める決議

パレスチナ自治区ガザ地区において、現在、3万5,000人を超える子供、女性、高齢者を含む多くの尊い人命が犠牲となるなど、深刻な人道危機が続いている。

国際平和都市千代田区宣言で「世界の恒久平和を実現するために積極的に行動する」ことを宣言した千代田区としてもこの事態は、見過ごすことができないものである。

よって、千代田区議会は、これ以上、市民の人命を危機的状況に晒すことがないよう、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者及び国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて次の事項の実現を強く求める。

- 1 人道目的の即時停戦及び人質の即時・無条件の解放
 - 2 イスラエル軍のガザ地区からの即時撤退
 - 3 国連憲章及び国際人道法を含む国際法を遵守
 - 4 市民の被害の最小化、人道支援物資の速やかな供給を通じた人道危機の改善
- 以上、決議する。

2024年7月10日

千代田区議会

以上、満場一致ご賛同いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議員提出議案第6号、ガザ地区における即時停戦の実現等を求める決議は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第6号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第6号は賛成少数により否決されました。

日程第16を議題にします。



議員派遣について

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

本件は、配付したとおり、令和6年度千代田区平和使節団の一員として、はまもりかおり議員、入山たけひこ議員、えごし雄一議員の3名を派遣したいと思います。

なお、本件のうち、今後の参加者等の変更については議長にご一任いただきたいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、文化継承・コミュニティ活性化特別委員長、契約に係る不正行為等再発防止特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和6年第2回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和6年度千代田区一般会計補正予算第1号をはじめ、条例の一部改正や契約案件などございました。慎重なるご審議の上、いずれも原案どおりご議決、ご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、千代田区長及び副区長の給与の特例に関する条例につきましては、急施でのご提案にもかかわらず、ご同意を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

区議会の皆様におかれましては、引き続き、区政の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和6年第2回区議会定例会閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、令和6年第2回定例会を閉会します。

散会します。

午後1時53分 散会